

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員等处遇改善加算等に関する Q & A（第 2 版）
（令和 6 年 7 月 9 日）」の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
標記の件については、「福祉・介護職員等处遇改善加算等に関する Q & A（第 2 版）
（令和 6 年 7 月 9 日）」を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管
内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○ 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第2版）（令和6年7月9日）」の訂正について

該当箇所	訂正後	訂正前
P.19 問6-1	(答) ・ 貴見のとおり。 ・ 旧特定加算並びに新加算Ⅰ、Ⅴ(1)、Ⅴ(2)、Ⅴ(5)、Ⅴ(7)及びⅤ(10)については、キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たす必要があり、その要件の適合状況に変更があった場合は、変更の届出を行うこととしているが、「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、<u>特定事業所加算</u>を算定できない」場合は、直ちに変更することを求めるものではなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続しない限りは、新加算等の加算区分を変更する必要はない。 ・ 一方で、上記の<u>特定事業所加算</u>を算定できない状況が常態化し、4か月以上継続した場合には、4ヶ月目以降、新加算等の加算区分の変更が必要となる。 ・ 例えば、7月まで<u>特定事業所加算</u>を算定し、新加算Ⅰを算定していたが、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより8月、9月、10月と<u>特定事業所加算</u>を算定できず、11月も同様の状況が継続すると分かった場合には、11月分の算定から、新加算Ⅰではなく、新加算Ⅱへの加算区分の変更が必要となる。ただし、新加算Ⅰ等の算定には、各都道府県国民健康保険団体連合会の事業所台帳上で <u>特定事業所加算</u>を算定可能となっていることが必要で	(答) ・ 貴見のとおり。 ・ 旧特定加算並びに新加算Ⅰ、Ⅴ(1)、Ⅴ(2)、Ⅴ(5)、Ⅴ(7)及びⅤ(10)については、キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たす必要があり、その要件の適合状況に変更があった場合は、変更の届出を行うこととしているが、「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、<u>入居継続支援加算等</u>を算定できない」場合は、直ちに変更することを求めるものではなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続しない限りは、新加算等の加算区分を変更する必要はない。 ・ 一方で、上記の<u>入居継続支援加算等</u>を算定できない状況が常態化し、4か月以上継続した場合には、4ヶ月目以降、新加算等の加算区分の変更が必要となる。 ・ 例えば、7月まで<u>入居継続支援加算等</u>を算定し、新加算Ⅰを算定していたが、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件を満たせないことにより8月、9月、10月と<u>入居継続支援加算等</u>を算定できず、11月も同様の状況が継続すると分かった場合には、11月分の算定から、新加算Ⅰではなく、新加算Ⅱへの加算区分の変更が必要となる。ただし、新加算Ⅰ等の算定には、各都道府県国民健康保険団体連合会の事業所台帳上で<u>サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ、入居継続支援</u>

	あることから、上記の例の場合、事業所台帳上は、8月から10月までの間も<u>特定事業所加算</u>の算定を可能としておく必要があることに留意すること。	<u>加算Ⅰ・Ⅱ</u>又は日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱを算定可能となっていることが必要であることから、上記の例の場合、事業所台帳上は、8月から10月までの間も<u>入居継続支援加算等</u>の算定を可能としておく必要があることに留意すること。
--	--	--